

～制度調査部情報～

2006年10月31日 全4頁

公募増資の 審査が厳格化へ

制度調査部
金本 悠希

利益計画の達成状況、策定根拠なども審査の対象に

【要約】

- 2006年10月26日、上場会社が公募増資をする際の審査を厳しくするため、日本証券業協会は引受けに関する規則に審査項目を追加することを公表した（2007年2月から適用）。
- 具体的には、「公表された利益計画の達成状況」「利益計画の策定根拠の妥当性」「企業内容等の適切な開示」などが審査項目として新設される。
- これは、近年公募増資の額が増加している一方、一部の新興企業に財務内容や経営状況等に問題がある事例などが見られることに対処するためである。

1. 日証協の「有価証券の引受け等に関する規則」

- 日本証券業協会は、証券会社が行う株券等の引受けに関して、「有価証券の引受け等に関する規則（公正慣習規則第14号）」を定めている。
- この規則では、証券会社による株券等の引受けに関して、適正な業務の運営と投資者の保護を図るために、証券会社が自己の取引上の地位を有利にするため著しく不相当と認められる価格、数量などで引受けを行わないよう求めている。
- 具体的には、主だった項目として証券会社に以下の事項を要求している。

- ①一定の事項について引受の審査を行う
- ②過去に発行された株券等の状況が一定の場合には、新たな募集には前回の募集から相当の期間をおくよう、発行会社に要請する
- ③資金使途を確認し、公表するよう発行会社に要請する
- ④株主等に剰余金の配当状況を公表するよう発行会社に要請する

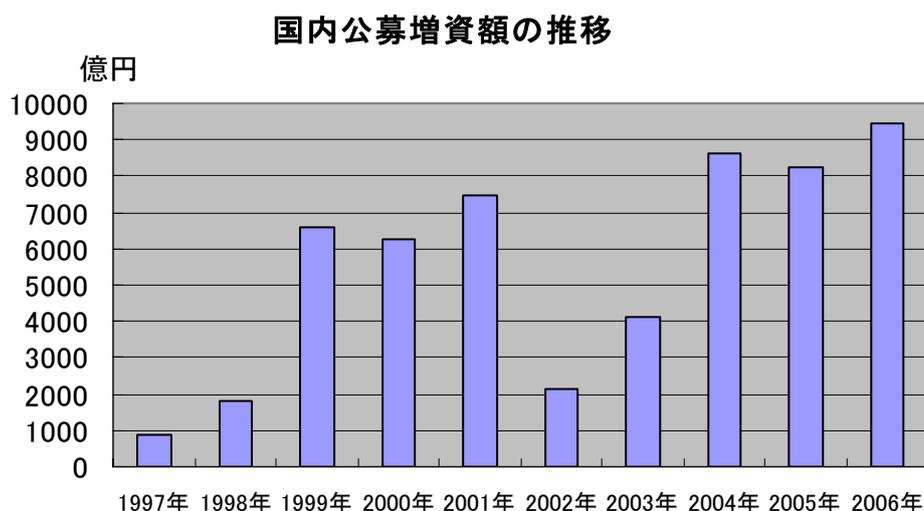
- ①引受の審査に関しては、以下の観点から厳格に審査・確認することを要求している。

- ①当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か
- ②当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か

③当該発行者の情報開示が適切に行われているか否か

2. 規則の見直しの背景

○近年の国内公募増資額の推移は以下のようになっている。



(注) 2006年は1～9月分

(出所) 日本証券業協会ホームページより作成

○2006年は1～9月分であるが、既に昨年1年間の額を上回っている。これは、株式相場の上昇と景気回復によるものと考えられる。

○このように、今年に入って国内公募増資額が増加している。しかし、その一方で、新興市場で増資後に業績悪化が判明し、株価下落を招いた事例の存在が指摘されている¹。

○金融庁に設けられた「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」も、2006年6月30日に公表した報告書で、近年の発行市場の問題点として以下の点を指摘し²、有価証券の引受け等の審査を強化することを要求している。

- ①新興企業向け市場等に上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じている
- ②元引受け業務を行う証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じている
- ③条件設定次第では、希薄化により既存株主の利益を損なう可能性のあるエクイティ関連の私募

¹ 10月26日付日本経済新聞朝刊1面

² http://www.fsa.go.jp/singi/mdth_kon/20060630.pdf

が増加している

- また、新興企業以外でも、今年の6月に、株主総会の二日後に大型公募増資を公表した上場企業で、情報開示が遅れたとして批判を集めた例がある。これらの背景の下、引受審査の強化が求められていた。

3. 規則の見直しの内容

- 2. で述べた背景の下、日本証券業協会は、10月26日に、引受審査の強化に関して、「有価証券の引受け等に関する規則（公正慣習規則第14号）」およびその細則を以下のように改正することを公表した。

引受審査の具体的項目（改正後の太字部分が新設された項目）

改正前	改正後
①財政状態及び経営成績	①財政状態及び経営成績 (1) 財政状態の健全性と資金繰り状況 (注) 資金繰り状況の審査については、キャッシュフローの状況を含むものとする。 (2) 財政状態及び経営成績の変動理由分析 (3) 公表された利益計画の達成状況
③剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方	②業績の見通し (1) 利益計画の策定根拠の妥当性 (2) 利益計画の進捗状況 (3) 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方
②調達する資金の用途及びその効果（売出しの引受けの場合は当該売出しの目的）	③調達する資金の用途及びその効果（売出しの引受けの場合は当該売出しの目的） (1) 調達する資金の用途（売出しの場合は当該売出しの目的）の妥当性（事業計画との整合等） (2) 調達資金の充当による将来の収益への影響 (3) 調達する資金の用途の適切な開示 (4) 過去調達した資金の充当状況
⑦株価等の動向	④株価等の動向 (1) 株価の推移

<p>⑥過去に発行された株券等の状況</p> <p>④株券等の発行数量及び発行額（売出しの引受けの場合は売出数量及び売出額）</p> <p>⑤株券等の流動性及び収益性</p> <p>⑧その他会員が必要と認める事項</p>	<p>(2) 出来高の推移</p> <p>(3) 株券等の流動性と発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</p> <p>⑤企業内容等の適切な開示</p> <p>(1) 「事業等のリスク」などの企業情報等の開示内容の適正性・開示範囲の十分性・開示表現の妥当性</p> <p>(2) 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</p> <p>⑥その他会員が必要と認める事項</p>
--	--

(注) 左右を対照するために、改正前の項目について適宜順序を入れ替えている。

○この新基準は、2007年2月から適用される³。

³ 注1参照